

第2節 我が国の水産業をめぐる動き

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

ア 国内生産量の動向

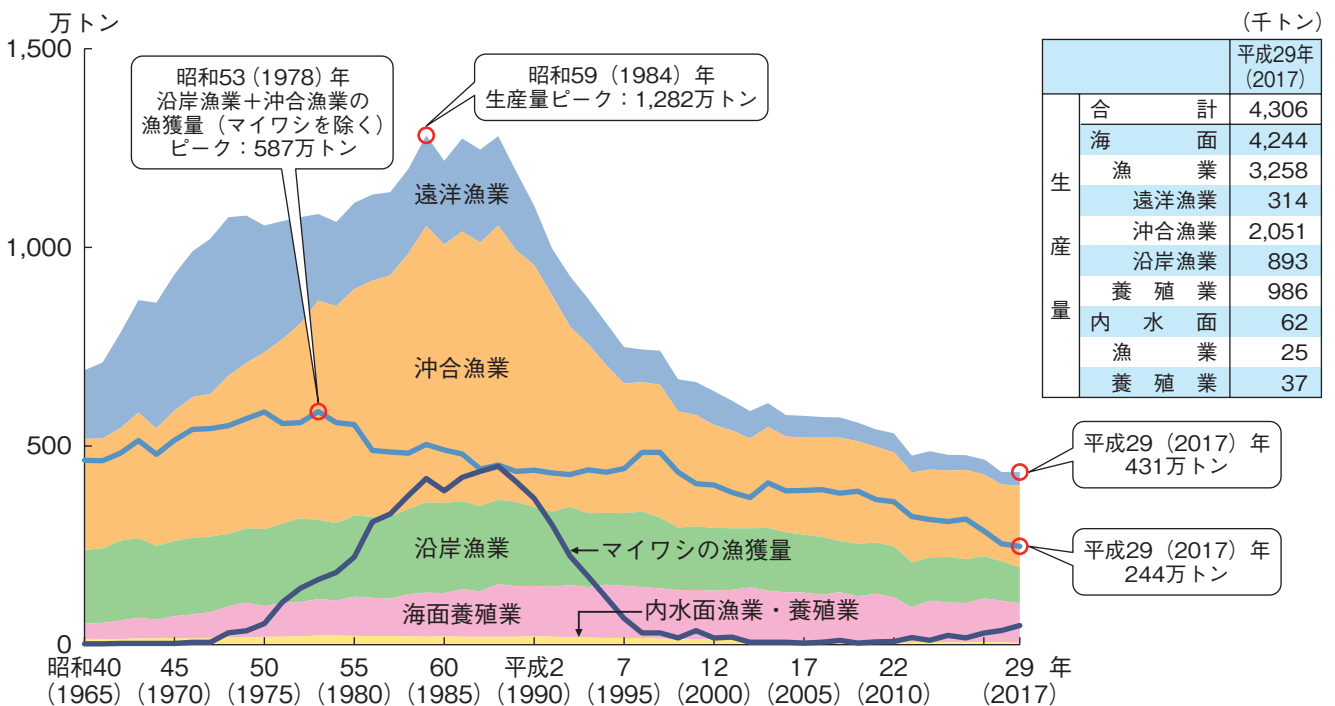
我が国の漁業・養殖業生産量は、昭和59（1984）年をピーク（1,282万トン）に平成7（1995）年頃にかけて急速に減少し、その後は緩やかな減少傾向が続いています。昭和59（1984）年以降の急速な減少は、沖合漁業のうちまき網漁業によるマイワシの漁獲量の減少によるものが最も大きく、これは海洋環境の変動の影響を受けて資源量が減少したことが主な要因と考えられています。

平成29（2017）年の我が国の漁業・養殖業生産量は、前年から5万トン（1％）減少し、431万トンとなりました（図3-2-1）。

このうち、海面漁業の漁獲量は、前年並みの326万トンでした。魚種別には、マイワシが増加し、サンマが減少しました。一方、海面養殖業の収穫量は99万トンで、前年から5万トン（5％）減少しました。これは、ホタテガイの収穫量が減少したこと等によります。

また、内水面漁業・養殖業の生産量は6万2千トンで、前年から1千トン（2％）減少しました。

図3-2-1 漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：1) 平成19（2007）～22（2010）年については、漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は推計値である。

2) 内水面漁業生産量は、平成12（2000）年以前は全ての河川及び湖沼、平成13（2001）～15（2003）年は主要148河川28湖沼、平成16（2004）～20（2008）年は主要106河川24湖沼、平成21（2009）～25（2013）年は主要108河川24湖沼、平成26（2014）年～29（2017）年は主要112河川24湖沼の値である。平成13（2001）年以降の内水面養殖業生産量は、マス類、アユ、コイ及びウナギの4魚種の収穫量であり、平成19（2007）年以降の収穫量は、琵琶湖、霞ヶ浦及び北浦において養殖されたその他の収穫量を含む。

3) 平成18（2006）年以降の内水面漁業の生産量には、遊漁者による採捕は含まない。



イ 国内生産額の動向

漁業生産額は、海洋環境の変動等の影響から資源量が減少する中で、漁業者の減少・高齢化、漁船の高船齢化等に伴う生産体制のせい弱化や、国民の「魚離れ」の進行等により、平成24（2012）年まで長期的に減少してきましたが、平成25（2013）年以降は消費者ニーズの高い養殖魚種の生産の進展等により増加に転じています。

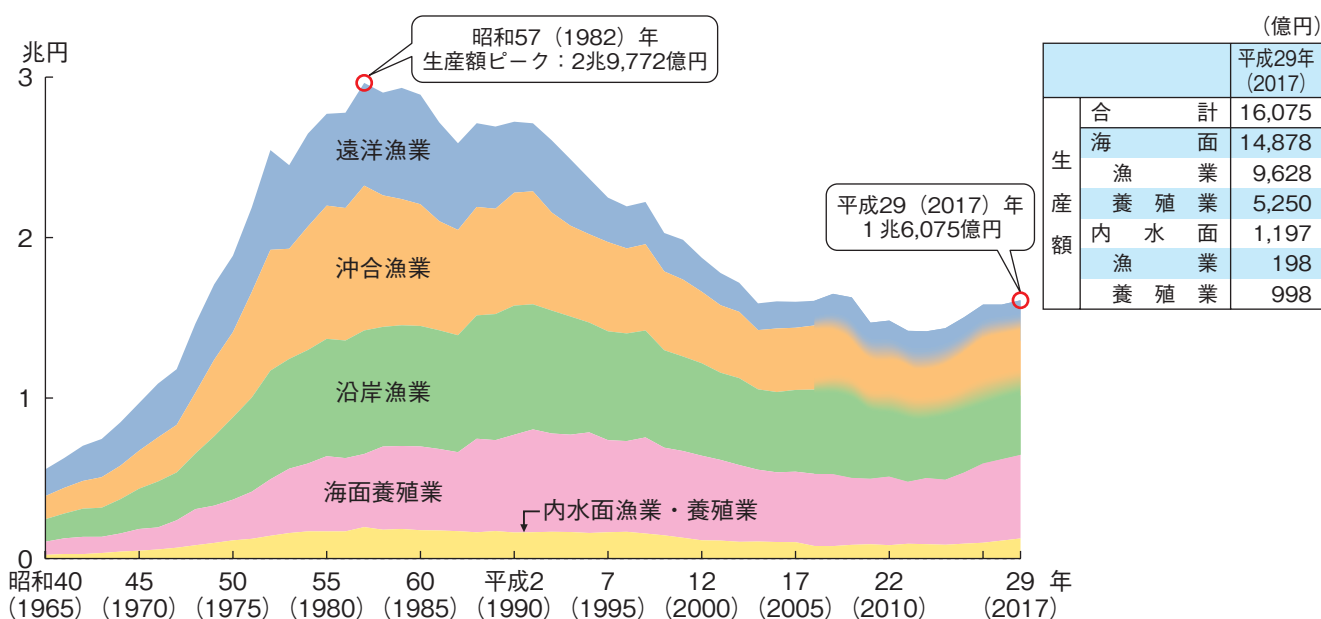
平成29（2017）年の我が国の漁業・養殖業の生産額は、前年から219億円（1%）増加し、1兆6,075億円となりました（図3-2-2）。

このうち、海面漁業の生産額は、前年並みの9,628億円でした。魚種別には、カツオ・マグロ類やサケ・マス類が増加し、ホタテガイやイカ類が減少しました。

海面養殖業の生産額は、5,250億円で、前年から153億円（3%）増加しました。この要因としては、ホタテガイにおいて、収穫量の減少に伴い生産額が減少したものの、ノリ類や種苗の生産額が増加したためです。

内水面漁業・養殖業の生産額は、1,197億円で、前年から59億円（5%）の増加となりました。

図3-2-2 漁業・養殖業の生産額の推移



資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

- 注：1) 漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。
2) 海面漁業の部門別産出額については、平成19（2007）年から取りまとめを廃止した。
3) 平成18（2006）年以降の内水面漁業の産出額には、遊漁者による採捕は含まれない。

(2) 漁業経営の動向

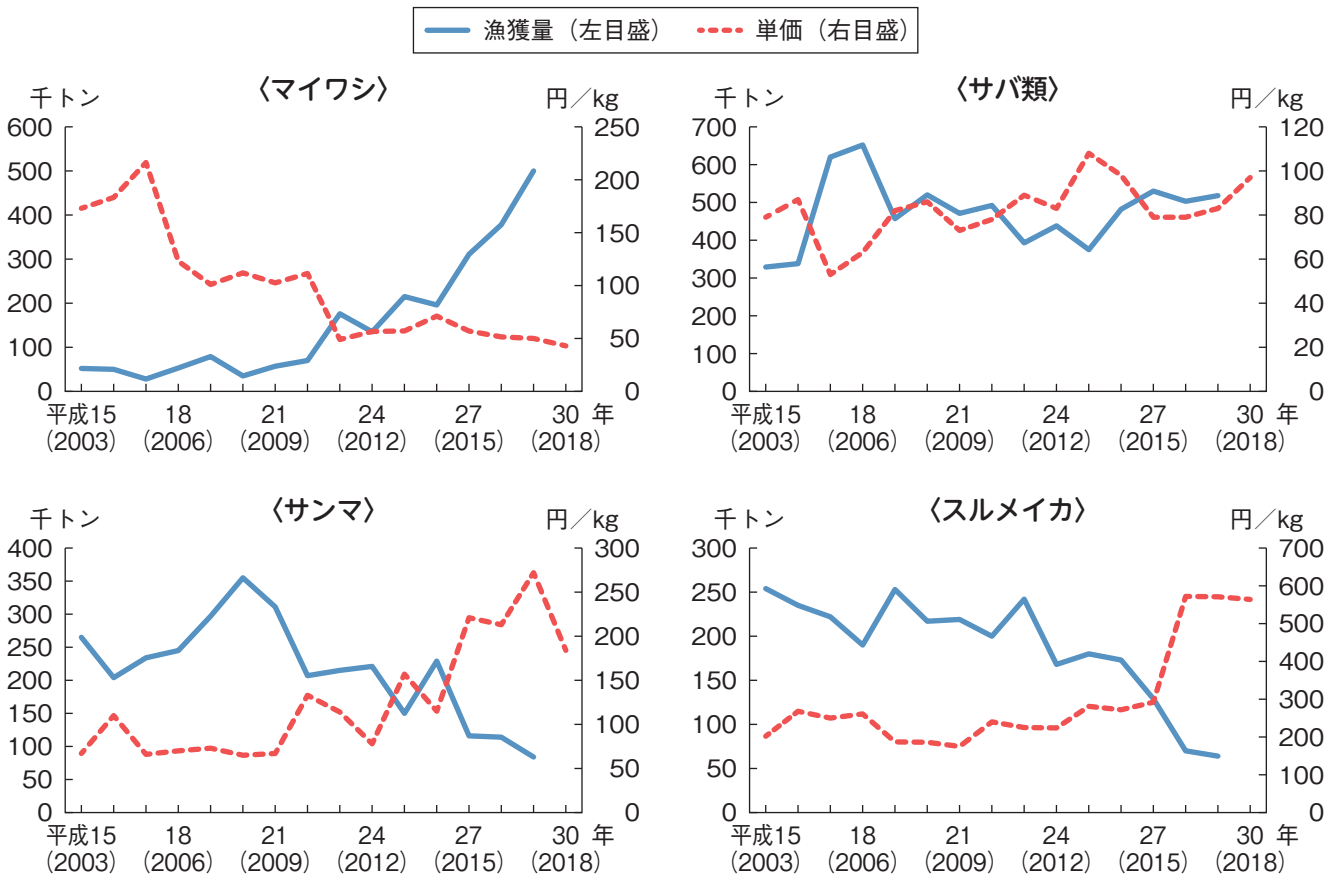
ア 水産物の産地価格の推移

水産物の価格は、資源の変動や気象状況等による各魚種の生産状況、国内外の需要の動向等、様々な要因の影響を複合的に受けて変動します。

特に、マイワシ、サバ類、サンマ等の多獲性魚種の価格は、漁獲量の変化に伴って大きく変化します。平成30（2018）年の主要産地における平均価格をみると、近年資源量の増加により漁獲量が増加したマイワシの価格が低水準となる一方で、資源量の減少により漁獲量が減少したサンマやスルメイカは高値となっています（図3-2-3）。また、サバ類は

漁獲量が増加していますが、価格も上昇しています。これは、近年サバ缶が注目を浴びて需要が増大していることを反映しているものと推測されます。

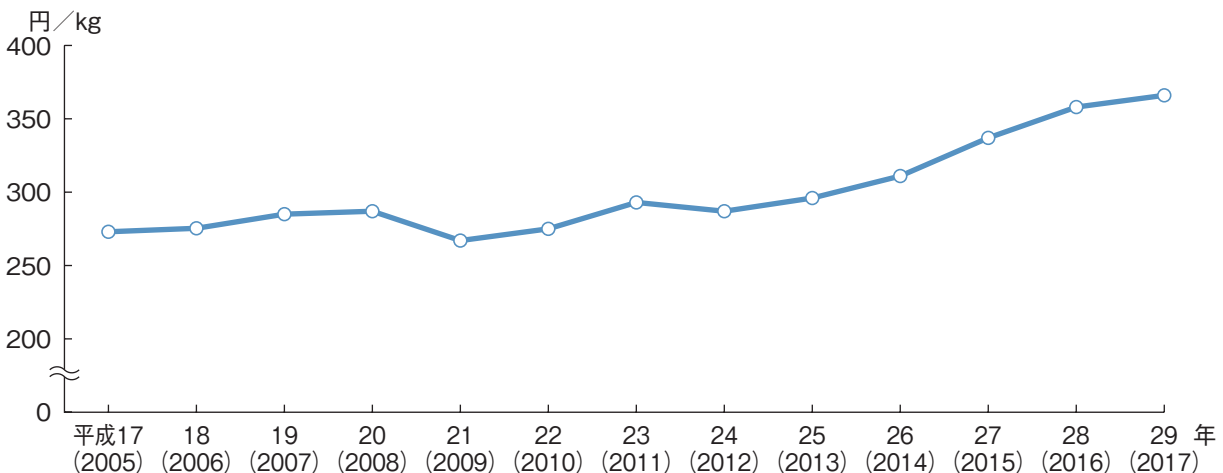
図3-2-3 主な魚種の漁獲量と主要産地における価格の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」（漁獲量）、農林水産省「水産物流通統計年報」（平成15（2003）～21（2009）年）及び水産庁「水産物流通調査」（平成22（2010）～30（2018）年）に基づき水産庁で作成（単価）
 注：平成15（2003）～17（2005）年は203漁港、平成18（2006）年は197漁港、平成19（2007）～21（2009）年は42漁港、平成22（2010）～30（2018）年は48漁港の平均価格。

漁業及び養殖業の平均産地価格は、近年、上昇傾向で推移しています。平成29（2017）年には、前年から8円/kg増加し、366円/kgとなりました（図3-2-4）。

図3-2-4 漁業・養殖業の平均産地価格の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」及び「漁業産出額」に基づき水産庁で作成
 注：漁業・養殖業の産出額を生産量で除して求めた。



イ 漁船漁業の経営状況

(沿岸漁船漁業を営む個人経営体の経営状況)

平成29（2017）年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から16万円減少し、219万円となりました（表3-2-1）。これは、漁獲量の減少などにより漁労収入が減少したためです。漁労支出の内訳では、雇用労賃、油費等が増加しました。これは、漁労作業が増加したことや燃油価格が上昇傾向で推移したことなどによるものと考えられます。また、近年、所得率（漁労収入に占める漁労所得の割合）は一貫して減少した後、平成27（2015）年から上昇しましたが、平成29（2017）年は再び減少しました。

なお、水産加工や民宿の経営といった漁労外事業所得は前年から2万円増加して20万円となり、漁労所得にこれを加えた事業所得は、239万円となりました。

表3-2-1 沿岸漁船漁業を営む個人経営体の経営状況の推移

(単位：千円)

	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
事業所得	2,330	2,201	2,210	2,339	2,078	2,149	2,821	2,530	2,391
漁労所得	2,223	2,066	2,039	2,041	1,895	1,990	2,612	2,349	2,187
漁労収入	6,211	5,868	6,087	6,141	5,954	6,426	7,148	6,321	6,168
漁労支出	3,989 (100.0)	3,802 (100.0)	4,048 (100.0)	4,100 (100.0)	4,060 (100.0)	4,436 (100.0)	4,536 (100.0)	3,973 (100.0)	3,981 (100.0)
雇用労賃	488 (12.2)	469 (12.3)	504 (12.4)	534 (13.0)	503 (12.4)	562 (12.7)	671 (14.8)	494 (12.4)	581 (14.6)
漁船・漁具費	311 (7.8)	292 (7.7)	299 (7.4)	311 (7.6)	299 (7.4)	359 (8.1)	392 (8.7)	289 (7.3)	284 (7.1)
修繕費	291 (7.3)	283 (7.4)	309 (7.6)	313 (7.6)	302 (7.4)	344 (7.8)	358 (7.9)	396 (10.0)	342 (8.6)
油費	694 (17.4)	673 (17.7)	770 (19.0)	783 (19.1)	820 (20.2)	867 (19.5)	717 (15.8)	601 (15.1)	620 (15.6)
販売手数料	402 (10.1)	360 (9.5)	357 (8.8)	375 (9.1)	375 (9.2)	420 (9.5)	484 (10.7)	432 (10.9)	416 (10.4)
減価償却費	664 (16.7)	660 (17.4)	638 (15.8)	665 (16.2)	576 (14.2)	610 (13.7)	595 (13.1)	568 (14.3)	586 (14.7)
その他	1,138 (28.5)	1,063 (28.0)	1,171 (28.9)	1,119 (27.3)	1,186 (29.2)	1,274 (28.7)	1,319 (29.1)	1,193 (30.0)	1,152 (28.9)
漁労外事業所得	107	135	172	297	184	159	209	181	204
所得率(漁労所得/漁労収入)	35.8%	35.2%	33.5%	33.2%	31.8%	31.0%	36.5%	37.2%	35.5%

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成

注：1) 「漁業経営調査報告」の個人経営体調査の漁船漁業の結果から10トン未満分を再集計し計算した。()内は漁労支出の構成割合(%)である。

2) 「漁労外所得」とは、漁労外事業収入から漁労外事業支出を差し引いたものである。漁労外事業収入は漁業経営以外に経営体が兼業する水産加工業、遊漁船業、農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一次的賃料のような漁業経営にとって付随的な収入を含んでおり、漁労外事業支出はこれらに係る経費である。

3) 平成22（2010）年及び23（2011）年調査は、岩手県、宮城県及び福島県の経営体を除く結果である。

4) 平成24（2012）～29（2017）年調査は、東日本大震災により漁業が行えなかった等から福島県の経営体を除く結果である。

5) 漁家の所得には事業所得のほか、漁業世帯構成員の事業外の給与所得や年金等の事業外所得が加わる。

6) 漁労収入には、補助・補償金（漁業）を含めていない。

沿岸漁船漁業を営む個人経営体には、数億円規模の売上げがあるものから、ほとんど販売を行わず自給的に漁業に従事するものまで、様々な規模の経営体が含まれます。平成25（2013）年における沿岸漁船漁業を営む個人経営体の販売金額をみると、300万円未満の経営体が全体の7割近くを占めており、また、平成20（2008）年と比べるとこうした零細な経営体の割合が増加しています（図3-2-5）。また、平成25（2013）年の販売金額を年齢階層別にみると、65歳以上の階層では、販売金額300万円未満が7割以上を占めており、かつ、75歳以上の階層では、販売金額100万円未満が5割以上を占めています（図3-2-6）。

こうした状況の背景には、沿岸漁業者の高齢化の影響もあり、高齢となった沿岸漁業者の多くは、自身の体力に合わせ、操業日数の短縮、肉体的負担の少ない漁業種類への特化など、縮小した経営規模の下で漁業を継続していることが考えられます。一方、64歳以下の階層の沿岸漁業者では、65歳以上の階層と比較すると300万円未満の割合は少なく、64歳以下のいずれの階層でも平均販売金額は300万円を超えています。

今後も漁業を担っていくことが見込まれる漁業者が加入していると考えられる資源管理・収入安定対策の漁業者数と、漁業生産物収入の上位に分布する漁業者数とを比較すると、漁業生産物収入800万円以上の階層の漁業者が該当すると推定されます。この階層の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平成29（2017）年の平均漁労所得は513万円であり、沿岸漁船漁業を営む全ての個人経営体の平均漁労所得219万円の約2.3倍となっています（表3-2-2）。

図3-2-5 沿岸漁船漁業を営む個人経営体の販売金額

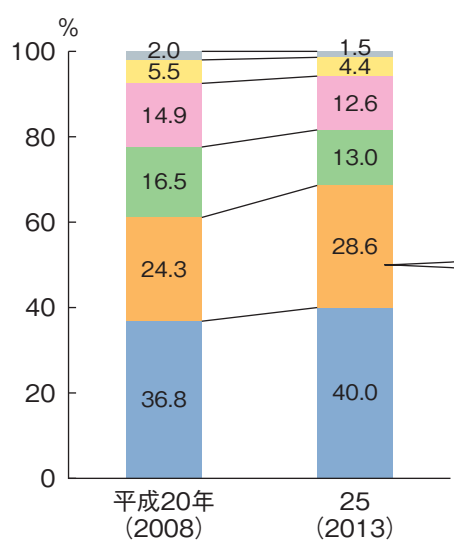
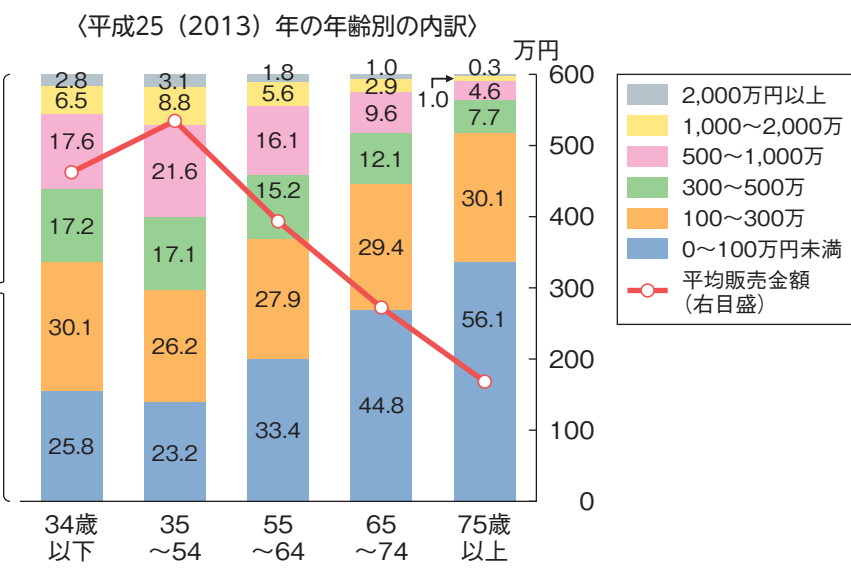


図3-2-6 沿岸漁船漁業を営む個人経営体の販売金額と基幹的漁業従事者の年齢及び年齢別の平均販売金額



資料：農林水産省「漁業センサス」
注：沿岸漁船漁業とは、船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を使用した漁業。

資料：農林水産省「2013年漁業センサス」（組替集計）に基づき水産庁で作成
注：1）沿岸漁船漁業とは、船外機付漁船及び10トン未満の動力漁船を使用した漁業。
2）平均販売金額は推測値。

表3-2-2 漁業生産物収入が800万円以上の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の経営状況の推移

	平成24年 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
漁労収入	13,045	12,792	12,908	14,312	12,252	13,011
漁労支出	7,856	8,011	8,372	9,130	7,595	7,883
漁労所得	5,189	4,781	4,536	5,181	4,656	5,128

(単位：千円)

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」（組替集計）に基づき水産庁で作成
注：1）平成24（2012）～29（2017）年調査は、東日本大震災により漁業が行えなかった等から福島県の経営体を除く結果である。
2）漁労収入には、補助・補償金（漁業）を含めていない。

（漁船漁業を営む会社経営体の経営状況）

漁船漁業を営む会社経営体では平均漁労利益の赤字が続いており、平成29（2017）年度には、漁労利益の赤字幅は前年から692万円減少して1,039万円となりました（表3-2-3）。これは、漁労支出が2,403万円増加したものの、まき網漁業等においてマイワシを中心として漁獲が増加したこと等により漁労収入が3,095万円増加したことによります。漁労支出の内訳をみると、前年から労務費が687万円、漁船・漁具費が533万円、油費が399万円、それぞれ増加している一方で、減価償却費が124万円減少しています。減価償却費を除く前の償却前利益でみると、黒字が続いているため、経営が継続できています。



また、近年総じて増加傾向が続いてきた水産加工等による漁労外利益は、平成29（2017）年度には、ほぼ前年並みの2,854万円となりました。この結果、漁労利益と漁労外利益を合わせた営業利益は1,815万円となりました。

表3-2-3 漁船漁業を営む会社経営体の経営状況の推移

(単位：千円)

	平成21年度 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
営業利益	△11,291	△5,043	△2,831	△729	△9,177	△7,756	10,416	12,665	18,152
漁労利益	△16,682	△11,891	△9,232	△10,083	△18,604	△19,508	△8,256	△17,308	△10,389
漁労収入(漁労売上高)	287,402	250,048	274,316	282,456	281,446	285,787	327,699	337,238	368,187
漁労支出	304,084 (100.0)	261,939 (100.0)	283,548 (100.0)	292,539 (100.0)	300,050 (100.0)	305,295 (100.0)	335,955 (100.0)	354,546 (100.0)	378,576 (100.0)
雇用労賃(労務費)	95,490 (31.4)	81,751 (31.2)	85,477 (30.1)	91,397 (31.2)	89,355 (29.8)	92,981 (30.5)	105,940 (31.5)	114,969 (32.4)	121,838 (32.2)
漁船・漁具費	13,527 (4.4)	10,941 (4.2)	11,287 (4.0)	12,108 (4.1)	13,778 (4.6)	14,753 (4.8)	18,155 (5.4)	23,187 (6.5)	28,520 (7.5)
油費	57,916 (19.0)	44,967 (17.2)	57,843 (20.4)	58,831 (20.1)	61,745 (20.6)	60,854 (19.9)	54,299 (16.2)	43,119 (12.2)	47,110 (12.4)
減価償却費	25,139 (8.3)	22,985 (8.8)	24,441 (8.6)	22,583 (7.7)	26,570 (8.9)	26,474 (8.7)	34,194 (10.2)	38,361 (10.8)	37,122 (9.8)
販売手数料	12,361 (4.1)	11,008 (4.2)	11,654 (4.1)	12,413 (4.2)	11,889 (4.0)	11,941 (3.9)	14,650 (4.4)	14,073 (4.0)	15,143 (4.0)
漁労外利益	5,392	6,848	6,401	9,354	9,427	11,752	18,672	29,973	28,541
経常利益	△1,611	4,429	7,919	13,194	1,698	9,396	27,237	20,441	24,020

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成

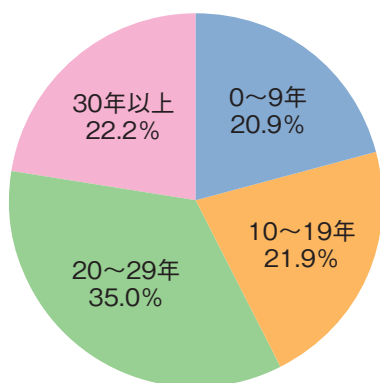
注：1) ()内は漁労支出の構成割合(%)である。

2) 「漁労支出」とは、「漁労売上原価」と「漁労販売費及び一般管理費」の合計値である。

(漁船の船齢)

我が国の漁業で使用される漁船については、引き続き高船齢化が進んでいます。平成30(2018)年度に指定漁業(大臣許可漁業)の許可を受けている漁船では、船齢20年以上の船が全体の57%、30年以上の船も全体の22%を占めています(図3-2-7)。また、平成29(2017)年度に漁船保険に加入していた10トン未満の漁船では、船齢20年以上の船が全体の79%、30年以上の船が全体の44%を占めました(図3-2-8)。

図3-2-7 指定漁業許可船の船齢の割合

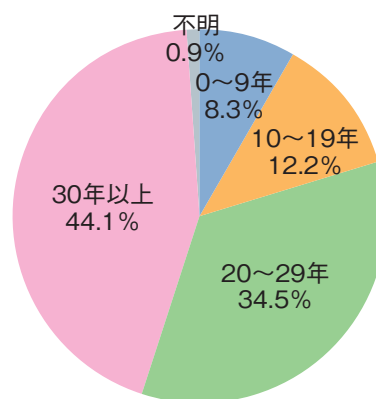


資料：水産庁調べ(平成30(2018)年度)

注：1) 指定漁業のうち、大型捕鯨業、小型捕鯨業及び母船式捕鯨業を除く。

2) 大中型まき網漁業については、探索船、灯船、運搬船及び海外まき網船を含む。

図3-2-8 10トン未満の漁船の船齢の割合



資料：水産庁調べ(平成29(2017)年度)

漁船は漁業の基幹的な生産設備ですが、高船齢化が進んで設備の能力が低下すると、操業の効率を低下させるとともに、消費者が求める安全で品質の高い水産物の供給が困難となり、漁業の収益性を悪化させるおそれがあります。国では、高性能漁船の導入等により、収益性

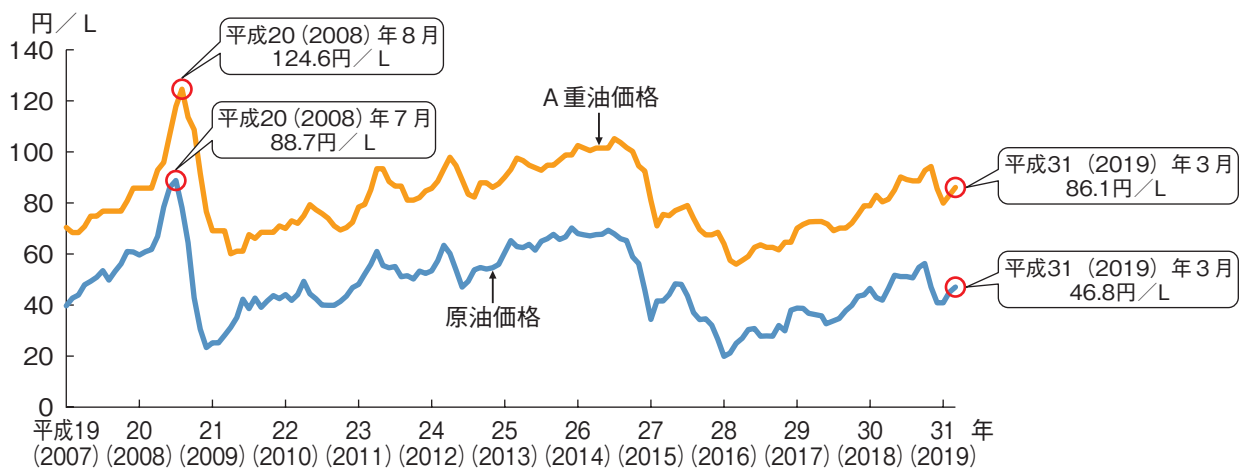
の高い操業体制への転換を目指すモデル的な取組に対して、「漁業構造改革総合対策事業」による支援を行っています。

(燃油価格の動向)

油費の漁労支出に占める割合は、沿岸漁船漁業を営む個人経営体で約16%、漁船漁業を営む会社経営体で約12%を占めており、燃油の価格動向は、漁業経営に大きな影響を与えます。過去10年ほどの間、燃油価格は、新興国における需要の拡大、中東情勢の流動化、投機資金の影響、米国におけるシェール革命、産油国の思惑、為替相場の変動等、様々な要因により大きく変動してきました（図3-2-9）。

このため、国は、燃油使用量を削減するために、水産関連業界とともに漁船の運航や操業の省エネルギーに資する技術開発・実証に取り組むとともに、燃油価格が変動しやすいこと、また、漁業経営に与える影響が大きいことを踏まえ、漁業者と国があらかじめ積立てを行い燃油価格が一定の基準以上に上昇した際に積立金から補てん金を交付する「漁業経営セーフティネット構築事業」により、燃油価格高騰の際の影響緩和を図ることとしています。燃油価格の水準は、平成28（2016）年以降上昇傾向で推移したため、平成29（2017）年10～12月期の後、平成30（2018）年4月以降平成30（2018）年12月まで3期連続して補てん金が交付されました。

図3-2-9 燃油価格の推移



資料：水産庁調べ

注：A重油価格は、水産庁調べによる毎月1日現在の全国漁業協同組合連合会京浜地区供給価格。

ウ 養殖業の経営状況

(海面養殖業の経営状況)

海面養殖業を営む個人経営体の平均漁労所得は変動が大きく、平成29（2017）年は、前年から162万円増加して1,166万円となりました（表3-2-4）。これは、漁労収入が370万円増加した一方、漁労支出の増加が208万円に留まったことによります。



表3-2-4 海面養殖経営体（個人経営体）の経営状況の推移

(単位：千円)

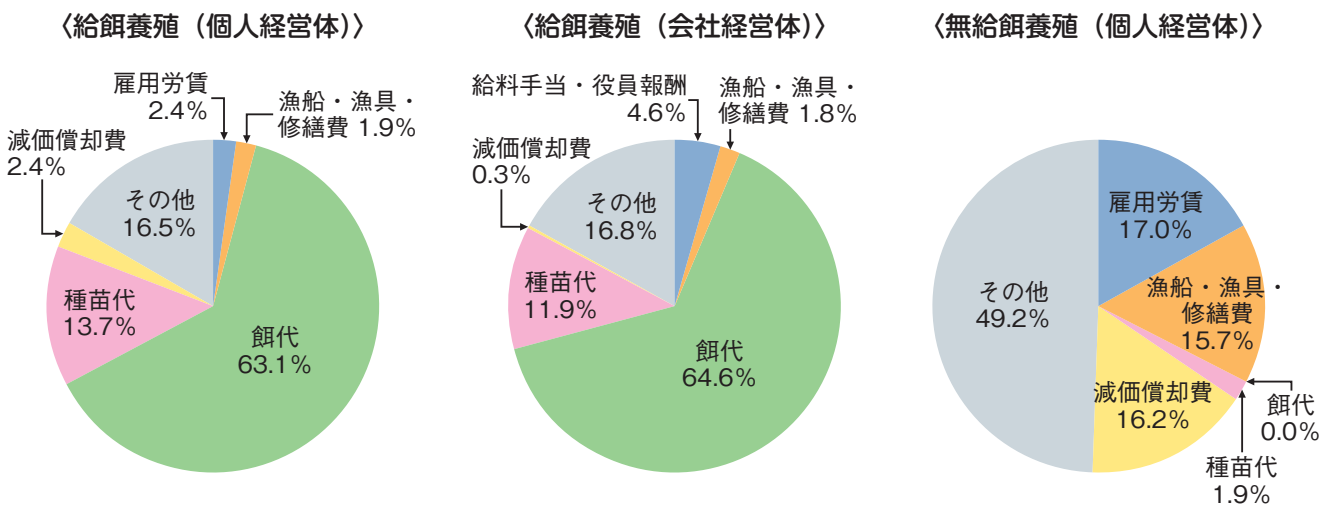
	平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
事業所得	3,939	5,224	4,197	4,177	5,158	5,536	8,416	10,293	12,324
漁労所得	3,876	5,240	4,227	4,001	5,059	5,407	8,215	10,036	11,655
漁労収入	19,456	25,213	24,048	22,958	23,317	25,537	30,184	32,928	36,629
漁労支出	15,579 (100.0)	19,972 (100.0)	19,821 (100.0)	18,957 (100.0)	18,258 (100.0)	20,129 (100.0)	21,969 (100.0)	22,892 (100.0)	24,974 (100.0)
雇用労賃	1,983 (12.7)	3,261 (16.3)	3,243 (16.4)	3,120 (16.5)	2,793 (15.3)	3,166 (15.7)	3,305 (15.0)	2,647 (11.6)	2,936 (11.8)
漁船・漁具費	504 (3.2)	777 (3.9)	785 (4.0)	631 (3.3)	879 (4.8)	997 (5.0)	1,247 (5.7)	1,050 (4.6)	1,046 (4.2)
油費	912 (5.9)	1,132 (5.7)	1,160 (5.9)	1,216 (6.4)	1,240 (6.8)	1,311 (6.5)	1,122 (5.1)	1,002 (4.4)	1,202 (4.8)
餌代	3,282 (21.1)	4,005 (20.1)	3,646 (18.4)	3,583 (18.9)	3,695 (20.2)	3,644 (18.1)	4,270 (19.4)	5,264 (23.0)	5,624 (22.5)
種苗代	1,289 (8.3)	1,351 (6.8)	1,311 (6.6)	1,189 (6.3)	1,191 (6.5)	1,328 (6.6)	1,523 (6.9)	1,519 (6.6)	1,522 (6.1)
販売手数料	750 (4.8)	778 (3.9)	659 (3.3)	654 (3.4)	691 (3.8)	751 (3.7)	962 (4.4)	1,220 (5.3)	1,258 (5.0)
減価償却費	1,925 (12.4)	2,689 (13.5)	2,313 (11.7)	2,264 (11.9)	2,019 (11.1)	2,368 (11.8)	2,537 (11.5)	2,681 (11.7)	2,813 (11.3)
その他	4,934 (31.7)	5,979 (29.9)	6,703 (33.8)	6,300 (33.2)	5,750 (31.5)	6,564 (32.6)	7,003 (31.9)	7,509 (32.7)	8,573 (34.3)
漁労外事業所得	62	△ 17	△ 30	176	99	129	202	257	669

資料：農林水産省「漁業経営調査報告」に基づき水産庁で作成

- 注：1) 「漁業経営調査報告」の個人経営体調査の海面養殖業（ブリ類養殖業、マダイ養殖業、ホタテガイ養殖業、カキ類養殖業、ワカメ類養殖業、ノリ類養殖業及び真珠養殖業）の結果から魚種ごとの経営体数で加重平均し作成した。()内は漁労支出の構成割合(%)である。
- 2) 「漁労外事業所得」とは、漁労外事業収入から漁労外事業支出を差し引いたものである。漁労外事業収入は漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入を含んでおり、漁労外事業支出はこれらに係る経費である。
- 3) 平成22(2010)年及び23(2011)年調査は、岩手県及び宮城県の結果を除く結果である。平成24(2012)年調査は、カキ類養殖業を除き、岩手県及び宮城県の経営体を除く結果である。平成25(2013)年調査のノリ類養殖業は、宮城県の経営体を除く結果である。
- 4) 漁家の所得には事業所得のほか、漁業世帯構成員の事業外の給与所得や年金等の事業外所得が加わる。
- 5) 平成28(2016)年調査において、調査体系の見直しが行われたため、平成28(2016)年以降海面養殖漁家からワカメ類養殖と真珠養殖が除かれている。
- 6) 漁労収入には、補助・補償金(漁業)を含めていない。

漁労支出の構造は、魚類等を対象とする給餌養殖と、貝類・藻類等を対象とする無給餌養殖で大きく異なっています(図3-2-10)。給餌養殖においては餌代が漁業支出の約6割を占めますが、無給餌養殖では雇用労賃や漁船・漁具・修繕費が主な支出項目となっています。

図3-2-10 海面養殖業における漁労支出の構造



資料：農林水産省「漁業経営調査報告」(平成29(2017)年)に基づき水産庁で作成

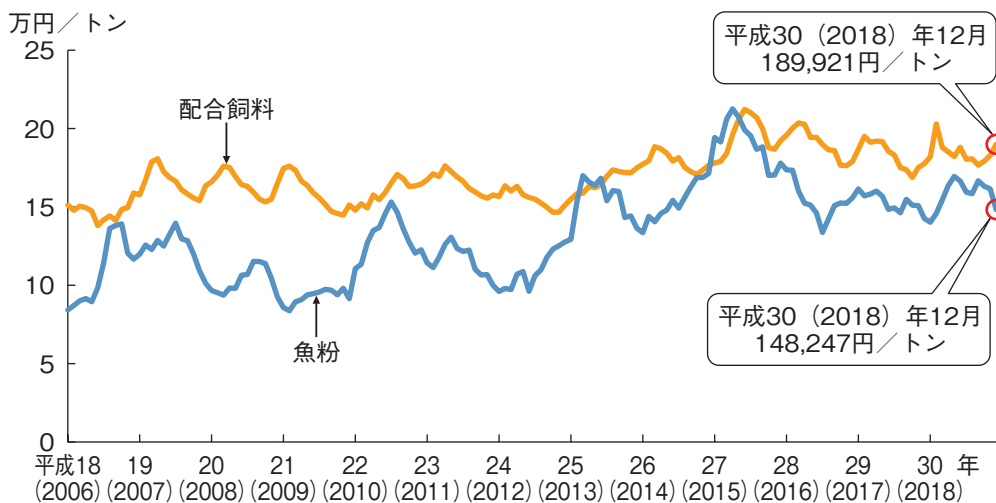
注：給餌養殖は、「漁業経営調査報告」の個人経営体及び会社経営体調査の養殖業の結果からブリ類養殖業及びマダイ養殖業分を再集計し作成した。無給餌養殖は、「漁業経営体調査報告」の個人経営体調査の養殖業の結果からホタテガイ養殖業、カキ類養殖業及びノリ類養殖業分を再集計し作成した。

(魚粉価格の動向)

配合飼料の価格動向は、給餌養殖業の経営を大きく左右します。近年、中国を中心とした新興国における魚粉需要の拡大を背景に、配合飼料の主原料である魚粉の輸入価格は上昇傾向で推移してきました。これに加え、平成26(2014)年夏から平成28(2016)年春にかけて発生したエルニーニョの影響により、最大の魚粉生産国であるペルーにおいて魚粉原料となるペルーカタクチイワシ(アンチョビー)の漁獲量が大幅に減少したことから、魚粉の輸入価格は、平成27(2015)年4月のピーク時には、1トン当たり約21万円と、10年前(平成17(2005)年)の年間平均価格の約2.6倍まで上昇しました(図3-2-11)。その後、魚粉の輸入価格は下落傾向を示し、やや落ち着いて推移していますが、国際連合食糧農業機関(FAO)は、世界的に需要の強い状況が続くことから、魚粉価格が高い水準で持続すると予測しています。

国では、魚の成長とコストの兼ね合いがとれた配合飼料の低魚粉化、配合飼料原料の多様化を推進するとともに、燃油の価格高騰対策と同様に、配合飼料価格が一定の基準以上に上昇した際に、漁業者と国による積立金から補てん金を交付する「漁業経営セーフティーネット構築事業」により、飼料価格高騰による影響の緩和を図っています。本事業が開始された平成22(2010)年4月以降、23回補てん金が交付(うち18回は連続して交付)されました。

図3-2-11 配合飼料及び輸入魚粉価格の推移



資料：財務省「貿易統計」(魚粉)、(一社)日本養魚飼料協会調べ(配合飼料、平成25(2013)年6月以前)及び水産庁調べ(配合飼料、平成25(2013)年7月以降)

エ 所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」

国は、平成25(2013)年度より、各漁村地域の漁業所得を5年間で10%以上向上させることを目標に、地域の漁業の課題を漁業者自らが地方公共団体等とともに考え、解決の方策を取りまとめて実施する「浜の活力再生プラン」を推進しています。多様な漁法により多様な魚介類を対象とした漁業が営まれている我が国では、漁業の振興のための課題は地域や経営体によって様々です。このため、各地域や経営体が抱える課題に適切に対応していくためには、トップダウンによる画一的な方策ではなく、地域ごとの実情に即した具体的な解決策を地域の漁業者自らが考えて合意形成を図っていくことが必要です。

国の承認を受けた「浜の活力再生プラン」に盛り込まれた浜の取組は関連施策の実施の際



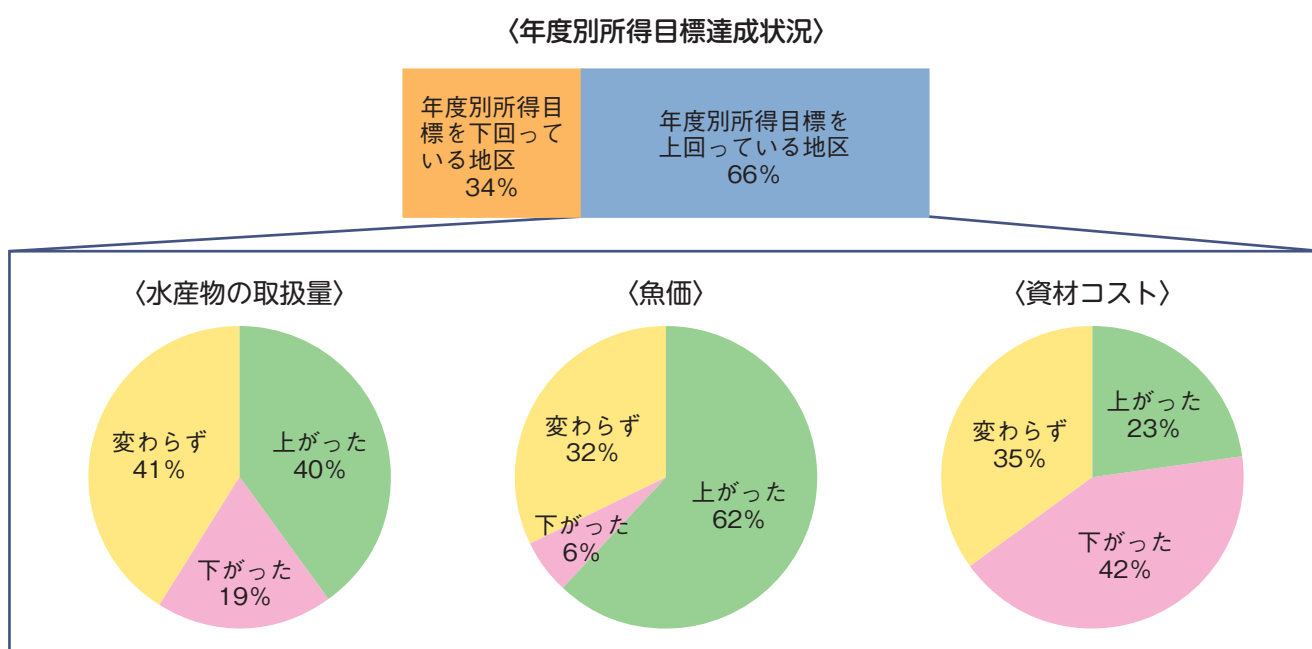
に優先的に採択されるなど、目標の達成に向けた支援が集中して行われる仕組みとなっています。平成31（2019）年3月末までに、全国で672地区の「浜の活力再生プラン」が国の承認を受けて実施段階に入っており、その内容は、地域ブランドの確立や消費者ニーズに沿った加工品の開発等により付加価値の向上を図るもの、輸出体制の強化を図るもの、観光連携を強化するものなど、各地域の強みや課題により多様です（図3-2-12）。

図3-2-12 「浜の活力再生プラン」の取組内容の例



これまでの「浜の活力再生プラン」の取組状況をもとに、平成29（2017）年度に「浜の活力再生プラン」を実施した地区のうち、66%の地区では当該年度の年度別所得目標を上回りました（図3-2-13）。所得の増減の背景は地区ごとに様々ですが、年度別所得目標を上回った地区においては、水産物取扱量の増加や魚価の向上、資材コストの減少がみられた地区が多くなっています。また、取組地域からの聞き取りによると、水産物取扱量の増加の要因としては資源管理の取組等による資源量の増加等が、魚価の向上の要因としては他産地等の不漁などによる相場の高騰のほか、鮮度・品質の向上等による付加価値の向上等が挙げられています。

図3-2-13 「浜の活力再生プラン」の取組状況（平成29（2017）年度速報値）



資料：水産庁調べ

また、平成27（2015）年度からは、より広域的な競争力強化のための取組を行う「浜の活力再生広域プラン」もスタートしています。「浜の活力再生広域プラン」には、「浜の活力再生プラン」に取り組む地域を含む複数の地域が連携し、それぞれの地域が有する産地市場、加工・冷凍施設等を集約・再整備したり、施設の再編に伴って空いた漁港内の水面を増養殖や蓄養向けに転換したりする浜の機能再編の取組や、「浜の活力再生広域プラン」において中核的漁業者として位置づけられた者が、競争力強化を実践するために必要な漁船をリース方式により円滑に導入する取組等が盛り込まれ、国の関連施策の対象として支援がなされます。平成31（2019）年3月末までに、全国で152件の「浜の活力再生広域プラン」が策定され、実施されています。

今後とも、これら再生プランの枠組みに基づき、各地域の漁業者が自律的・主体的にそれぞれの課題に取り組むことにより、漁業所得の向上や漁村の活性化につながることを期待されます。



事例

地域ごとの事情に即した「浜の活力再生プラン」

1. 養殖魚を活用して地域を活性化^{たいきちょう}する大紀町^{にしき}地域水産業再生委員会の「浜の活力再生プラン」

三重県南部に位置し、大紀町で唯一海に面している錦地区では、約110名の漁業者により、大型定置網、まき網、マダイやブリ等の魚類養殖のほか、小規模な漁船漁業など多様な漁業が営まれています。

当該地域では、三重外湾漁協（^{かみさきうら}神前浦事業所錦）と大紀町が構成員となる大紀町地域水産業再生委員会を組織し、地域の活性化を図るため平成26（2014）年度から浜の活力再生プランの取組をスタートさせました。

取組の1つとして、養殖魚の高品質化と多様化による経営の安定化が挙げられます。県や系統団体と連携し、三重県特産の海藻類、柑橘類、茶葉（伊勢茶）を加えた飼料で養殖した「伊勢まだい」の生産拡大（プラン開始時点と比較して、平成29（2017）年度は約4倍の生産量）や新たなブランド「伊勢ぶり」の生産開始、さらには、新魚種のカワハギ養殖にも積極的に取り組んでいます。

他には、地域の女性が中心となり、地元水産物を活用した加工品や新たな料理メニュー開発による消費拡大や、移動販売車「^{ととまん}魚々錦号」の導入による中山間地域への地元水産物の提供、「錦ぶりまつり」の開催や「田舎暮らし体験ツアー」の受入れによる集客と地域の魅力の積極的なPRに取り組んでいます。

この結果、平成29（2017）年度においては、取組前と比較して、12%の漁業所得向上を達成しています。



伊勢まだい



ブリを使った「べっこうずし」



移動販売車「魚々錦号」

(写真提供：三重県)

2. 水産物の付加価値向上に取り組む糸島市^{いとしま}地域水産業再生委員会の「浜の活力再生プラン」

当地域は福岡県西部の糸島半島にあり、福岡市の中心部から車で約30分の距離に位置しています。主な漁業種類は二双ごち網、一本釣り、カキ養殖などになります。また、二双ごち網漁で漁獲される天然マダイは、日本有数の産地となっている地域です。

糸島地域では、漁船漁業とカキ養殖を組み合わせる経営モデルの確立や大都市近郊にある立地を生かした漁業経営の向上に取り組むとともに、ハマグリ等の資源管理など、水産資源の有効活用にも力を注いできました。その中で、糸島漁協を中心とした地域水産業再生委員会を組織し、平成26（2014）年度に浜の活力再生プランを策定し、更なる漁業所得向上に向けた様々な取組を実施しています。

そのうち1つは、一本釣り漁などで漁獲されるサワラを高鮮度処理することによる魚価向上対策です。福岡県水産海洋技術センターが作成したサワラの「高鮮度処理マニュアル」を関係漁業者に普及させ、これを基に海水氷を用いた脱血処理などを徹底することで高い鮮度を保持し、サワラの本場である岡山市場でも高い評価を得ることに成功しました。また、高鮮度サワラの認定シール付与など差別化・見える化を図ることにより、通常のサワラに比べ、高鮮度サワラの単価は約18%向上しました（平成29（2017）年度）。

2つ目は、カキ小屋事業による集客です。浜プランの取組をスタートする以前から糸島地域では、カキ養殖業と合わせて複数の漁港でカキ小屋が営まれていました。浜プランの取組の中では、カキ小屋への来訪者増大を図るため、飲料メーカーや旅行業者との連携によりPRを強化するとともに、一部では海外からの旅行者を受け入れるための外国語対応を可能にするなどの取組により、浜プラン取組期間で約20万人の来訪者増加につながり、カキを始め地元水産物の消費拡大に大きく貢献しました。

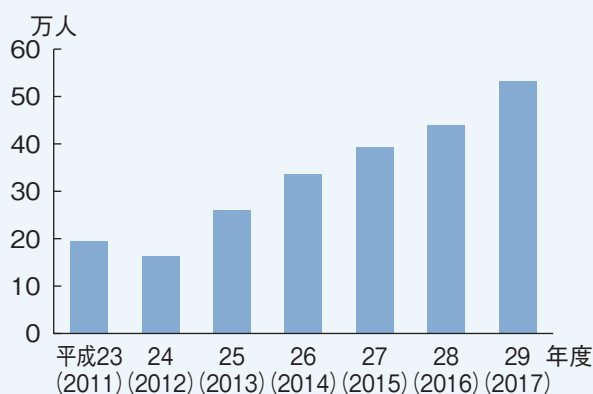
この他、これまで地元での知名度の低かったふともずくの加工・販売による付加価値向上や漁協女性部等による魚食普及活動の継続実施、糸島産水産物を活用した加工品のブランド化など、地域が一体となって多様な取組を実施してきました。この結果、平成29（2017）年度においては、取組前と比較して、28%の漁業所得向上を達成しています。



サワラ

(写真提供：福岡県)

カキ小屋への来場者数推移



(資料提供：福岡県)



カキ小屋

(3) 漁業労働環境をめぐる動向

ア 漁船の事故及び海中転落の状況

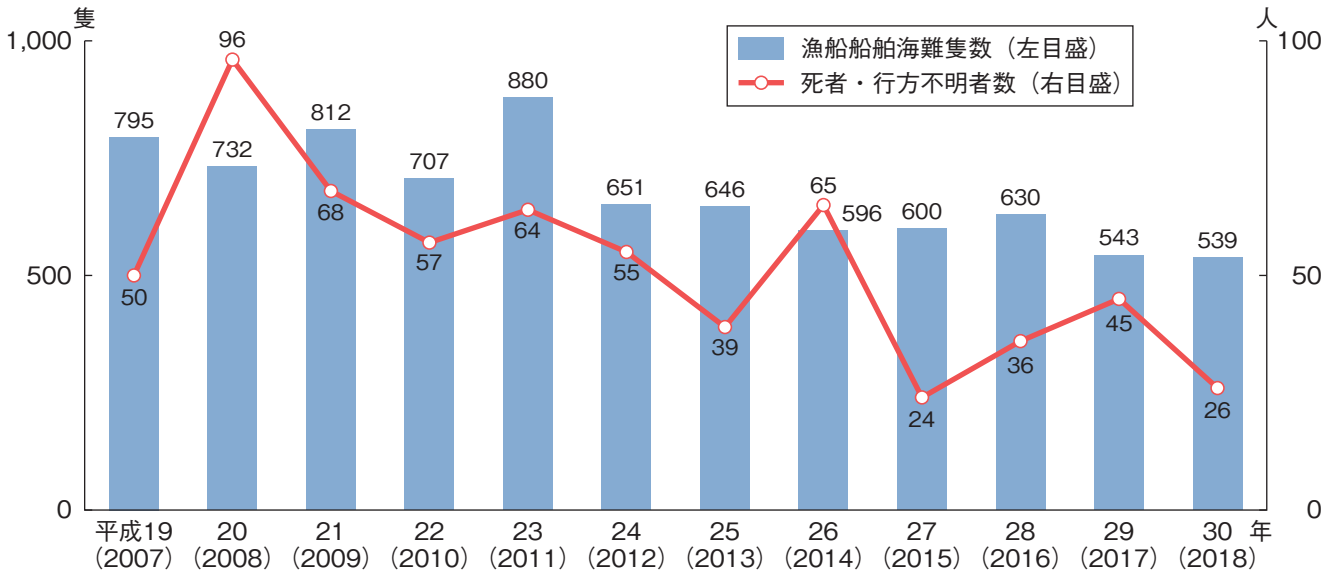
平成30（2018）年の漁船の船舶海難隻数は539隻、漁船の船舶海難に伴う死者・行方不明者数は26人となりました（図3-2-14）。漁船の事故は、全ての船舶海難隻数の約2割、船舶海難に伴う死者・行方不明者数の約3割を占めています。漁船の事故の種類としては衝突が最も多く、その原因は、見張り不十分、操船不適切、気象海象不注意といった人為的要因が多くを占めています。

漁船は、進路や速度を大きく変化させながら漁場を探索したり、停船して漁労作業を行ったりと、商船とは大きく異なる航行をします。また、操業中には見張りが不十分となること



もあり、さらに、漁船の約9割を占める5トン未満の小型漁船は大型船からの視認性が悪いなど、事故のリスクを抱えています。

図3-2-14 漁船の船舶海難隻数及び船舶海難に伴う死者・行方不明者数の推移

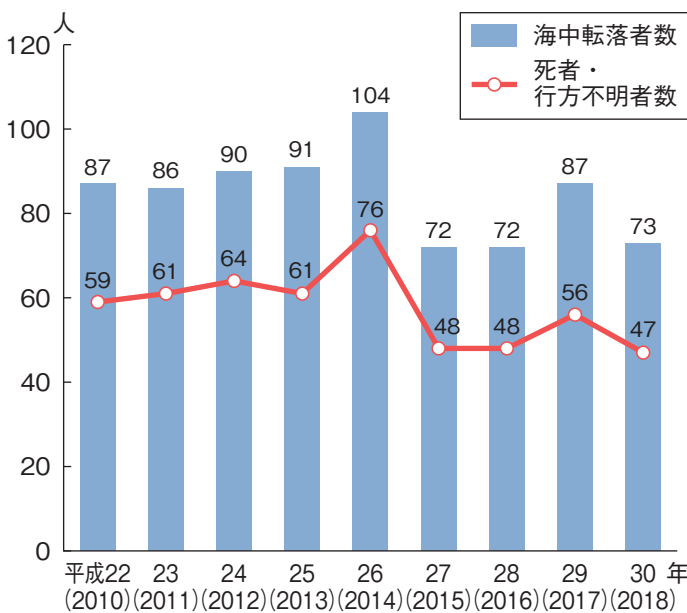


資料：海上保安庁調べ

船上で行われる漁労作業では、不慮の海中転落^{*1}も発生しています。平成30(2018)年における漁船からの海中転落者は73人となり、そのうち47人が死亡又は行方不明となっています(図3-2-15)。

また、船舶海難や海中転落以外にも、漁船の甲板上では、機械への巻き込みや転倒等の思わぬ事故が発生しがちであり、漁業における災害発生率は、陸上における全産業の平均の約5倍と、高い水準が続いています(表3-2-5)。

図3-2-15 海中転落者数及び海中転落による死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁調べ

表3-2-5 船員及び陸上労働者災害発生率

(単位：千人率)

	平成27年度 (2015)	28 (2016)	29 (2017)
船員 (全船種)	8.7	8.5	7.9
漁船	11.9	12.8	11.6
一般船舶	7.0	6.5	6.2
陸上労働者 (全産業)	2.2	2.2	2.2
林業	27.0	31.2	32.9
鉱業	7.0	9.2	7.0
運輸業(陸上貨物)	8.2	8.2	8.4
建設業	4.6	4.5	4.5

資料：国土交通省「船員災害疾病発生状況報告(船員法第111条)集計書」
 注：1) 陸上労働者の災害発生率(暦年)は、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている統計値。
 2) 災害発生率は、職務上休業4日以上の死傷者の数値。

*1 ここでいう海中転落は、衝突、転覆等の船舶海難以外の理由により発生した船舶の乗船者の海中転落をいう。

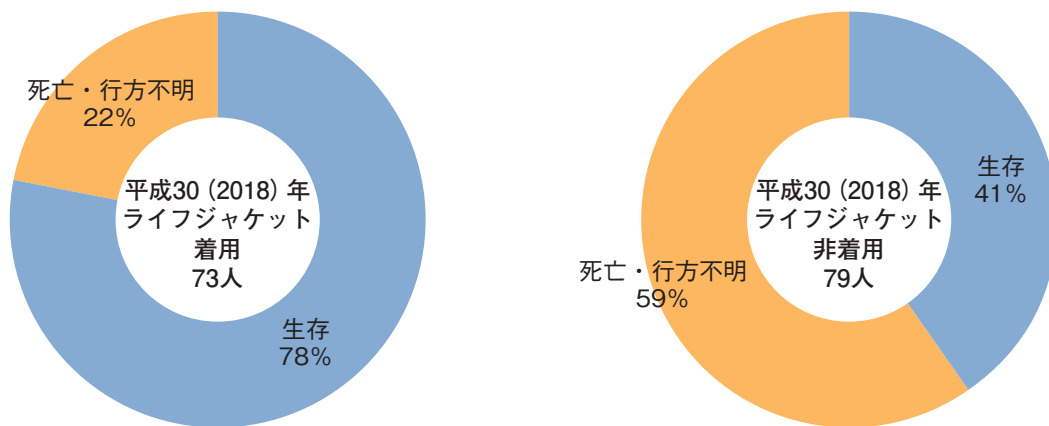
イ 漁業労働環境の改善に向けた取組

漁業労働における安全性の確保は、人命に関わる課題であるとともに、漁業に対する就労意欲にも影響します。これまでも、技術の向上等により漁船労働環境における安全性の確保が進められてきましたが、漁業労働にはなお、他産業と比べて多くの危険性が伴います。このため、引き続き、安全に関する技術の開発と普及を通して、よりよい労働環境づくりを推進していくことが重要です。

このため、国では、全国で「漁業カイゼン講習会」を開催して漁業労働環境の改善や海難の未然防止に関する知識を持った安全推進員等を養成し、漁業者自らが漁業労働の安全性を向上させる取組を支援しています。

また、海中転落時には、ライフジャケットの着用が生存に大きな役割を果たします。平成30(2018)年のデータでは、漁業者の海中転落時のライフジャケット着用者の生存率(78%)は、非着用者の生存率(41%)の約2倍です(図3-2-16)。平成30(2018)年2月以降、小型船舶におけるライフジャケットの着用義務の範囲が拡大され、原則、船室の外にいる全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務付けられました^{*1}。しかしながら、「かさばって作業しづらい」、「着脱しにくい」、「夏場に暑い」、「引っかかったり巻き込まれたりするおそれがある」等の理由からライフジャケットを着用しない漁業者も依然として多く、平成30(2018)年の海中転落時におけるライフジャケット着用率は約5割となっており、国では、より着用しやすく動きやすいライフジャケットの普及を促進するとともに、引き続き着用率の向上に向けた周知啓発活動を行っていくこととしています。さらに、小型漁船の安全性向上のため、漁船の自船位置及び周辺船舶の位置情報等をスマートフォンに表示して船舶の接近等を漁業者にアラームを鳴らして知らせることにより、衝突、転覆事故を回避するための実証試験が進められています。

図3-2-16 ライフジャケットの着用・非着用別の漁船からの海中転落者の生存率



資料：海上保安庁調べ

* 1 着用義務に違反した場合、小型船舶であっても、船長(小型船舶操縦士免許の所有者)に違反点数が付与され、違反点数が行政処分基準に達すると最大で6か月の免許停止(業務停止)となる場合がある。



陸上では、大容量の情報通信インフラの整備が進み、家族や友人等とのコミュニケーションの手段としてSNS^{*1}などが普及しています。一方、海上では、衛星通信が利用されていますが、大容量の情報通信インフラの整備が遅れていること、利用者が船舶関係者に限定され需要が少ないこと、従量制料金のサービスが中心で定額制料金のサービスが始まったばかりであることなど陸上と異なる制約があるため、ブロードバンドの普及に関して、陸上と海上との格差（海上のデジタル・ディバイド）が広がっています。

このため、船員・乗客が陸上と同じようにスマートフォンを利用できる環境を目指し、利用者である船舶サイドのニーズも踏まえた海上ブロードバンドの普及が喫緊の課題となっています。水産庁では総務省や国土交通省と連携し、漁業者のニーズに応じたサービスが提供されるよう通信事業者等を交えた意見交換を実施したり、新たなサービスについて水産関係団体へ情報提供を行ったりするなど、海上ブロードバンドの普及を図っています。

（4）「スマート水産業」の推進等に向けた技術の開発・活用

我が国の水産業は漁業生産量の減少、漁業従事者の減少・高齢化といった厳しい現状にあります。このような状況において漁業・養殖業の競争力の強化を図り、水産業を成長産業とするためには、漁業の根幹である水産資源の維持・回復はもちろんのこと、近年著しい技術革新が図られているICT^{*2}・IoT^{*3}・AI^{*4}といった技術やドローン・ロボット技術等を有効に活用し、漁業・養殖業現場へ導入・普及していくことが重要です。こういった分野については、様々な技術開発や民間企業等における取組が進められており、これらの取組の充実・横展開を目指していくとともに、更なる高度化に向けた検討・実証も推進していくことが必要です。例えば、従来、経験や勘を基本として行われてきた漁場の探索について、ICTを用いて、水温や塩分、潮流等漁場環境に関する情報の可視化に向けた実証試験やかつお一本釣り漁船への自動釣機導入の実証試験等も進められており、こうした新たな技術の導入によって、省人・省力化による収益性の向上やデータに基づく漁業の実現が期待されます。

養殖業においては、各地の養殖地でICTブイを活用した漁場環境データの収集・活用が始まりつつあり、これらのデータを共有し、衛星情報や海況情報等を新たに活用することにより、例えば赤潮の予測や、高水温による養殖魚の斃死等に対応できる情報提供システムの開発を目指しています。

また、資源の評価・管理においては、より多くの魚種の資源状態を正確に把握していくため、漁船にデジタル操業日誌等のICT機器を搭載し、直接操業・漁場環境情報を収集する体制の整備に向けた実証試験を進めているところです。今後はこれに加え、ICTを活用して産地市場から水揚情報を迅速に収集していく仕組みの構築に向けた検討・検証を開始していくこととしています。これらの取組を通じて資源評価の高度化を図り、資源状態の悪い魚種については適切な管理の実施につなげていくことを目指しています。

* 1 Social Networking Service：登録された利用者同士が交流できるwebサイトのサービス。

* 2 Information and Communication Technology：情報通信技術、情報伝達技術。

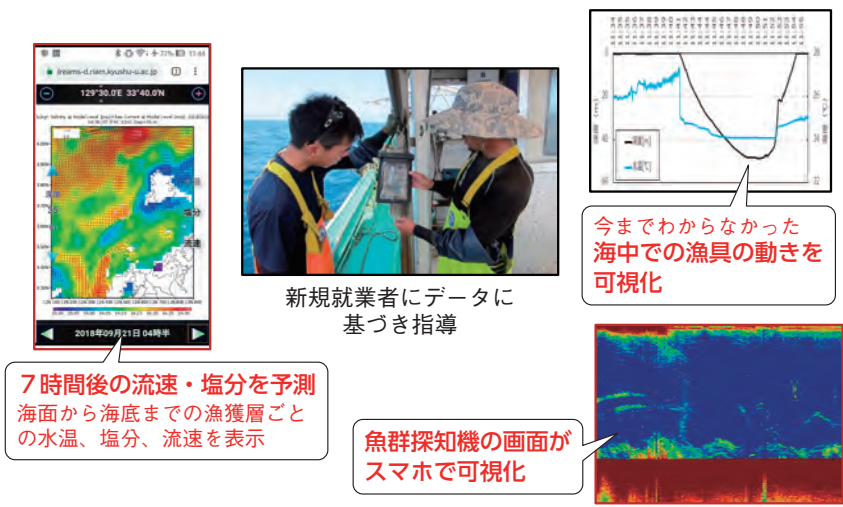
* 3 Internet of Things：モノのインターネットといわれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

* 4 Artificial Intelligence：人工知能。機械学習ともいわれる。

水産物の加工・流通の分野では、種々の魚種について画像センシング技術を活用した高速での選別技術の開発を行っているほか、水産物の水揚げから輸出に至る履歴情報をICTを活用して管理する取組の実証を行っています。今後は、このような技術も活用して、生産と加工・流通が連携して水産バリューチェーンの生産性を改善する取組を推進することとしています。

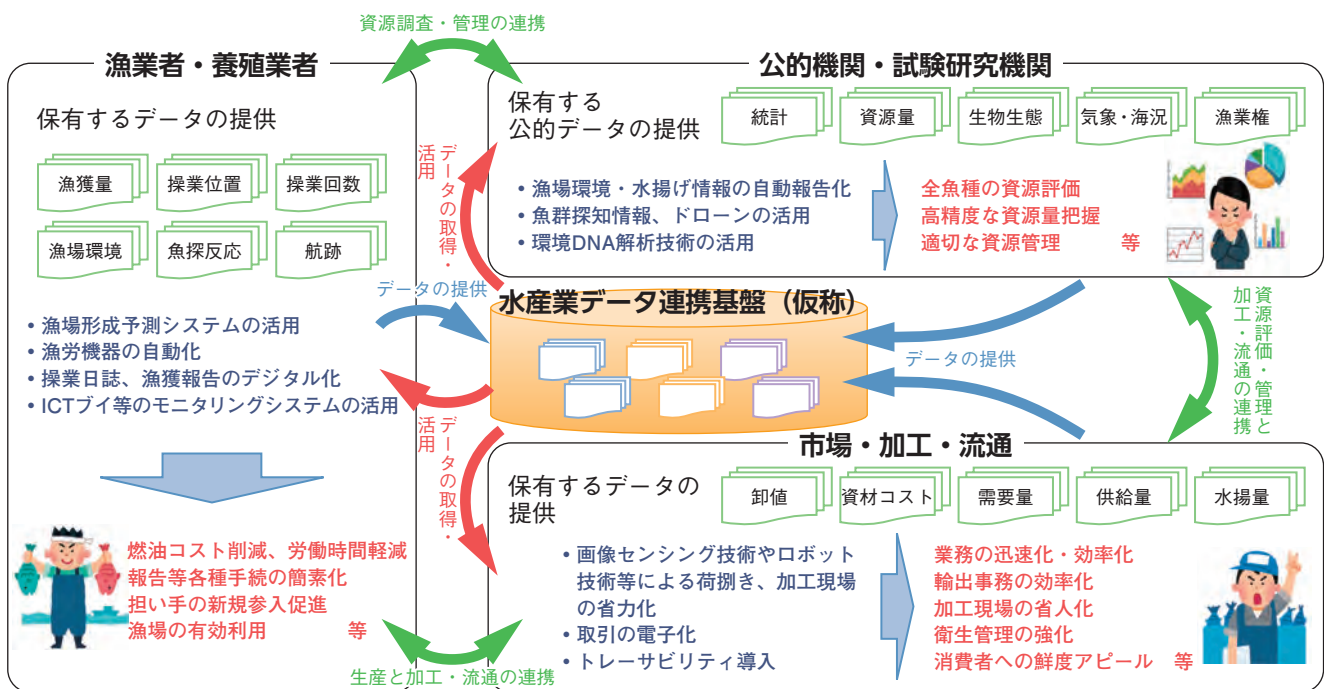
加えて、これらの取組を含め、生産から流通にわたる多様な場面で得られるデータの連携・共有・活用を可能とする「水産業データ連携基盤（仮称）」を構築することで、更なるデータ有効活用が可能となり、データのフル活用による効率的・先進的なスマート水産業への転換につなげていくことが期待されます（図3-2-17）。

その他にも様々な技術開発が行われています。資源の減少が問題となっているニホンウナギや太平洋クロマグロについて、資源の回復を図りつつ天然資源に依存しない養殖種苗の安定供給を確保するため、人工種苗を量産するための技術開発が進められています。さらに、カキやホタテガイ等における正確な貝毒検出方法に関する技術開発等、消費者の安全・安心につながる技術開発も行われています。



スマートフォンで提供する漁場形成予測画面など

図3-2-17 スマート水産業のイメージ





(5) 漁業協同組合の動向

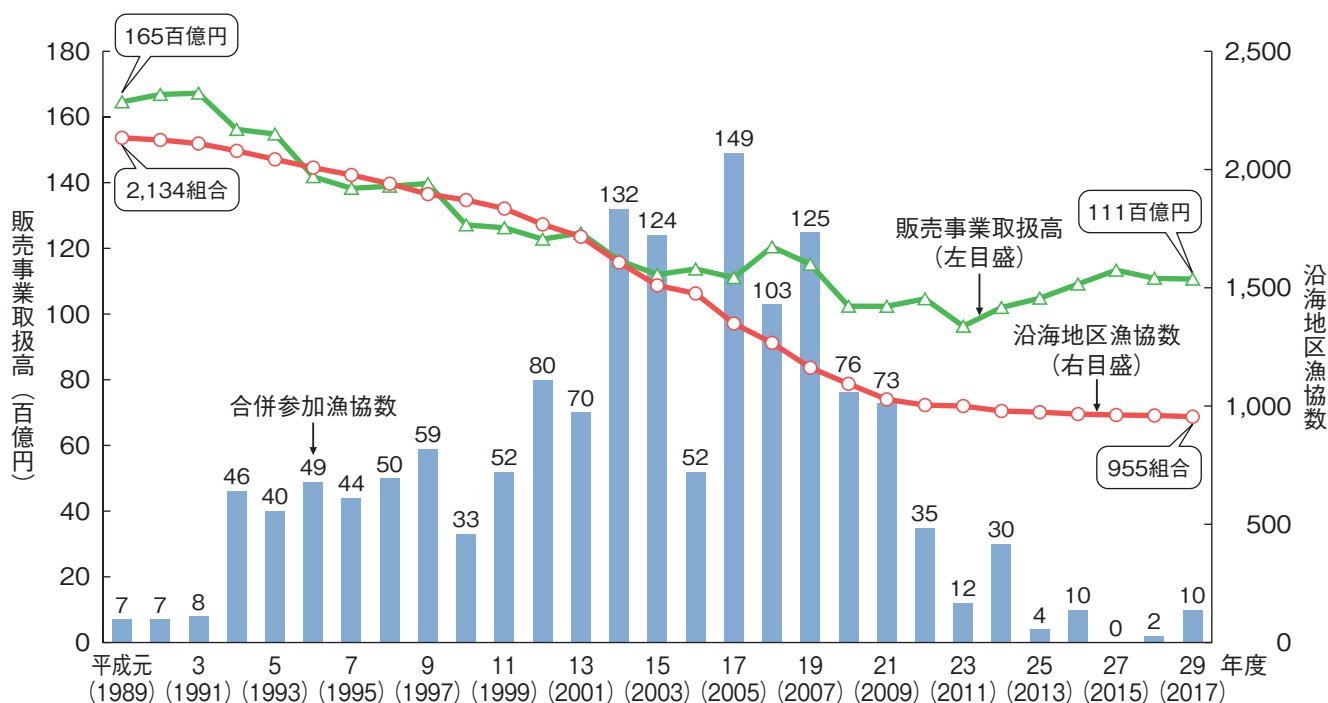
ア 漁業協同組合の役割

漁業協同組合は、各地の漁業者による協同組織として、組合員のために販売、購買等の事業を実施するとともに、漁業者が所得向上に向けて主体的に取り組む「浜の活力再生プラン」等の取組をサポートするなど、漁業経営の改善や地域の活性化に様々な形で貢献しています。また、漁業権の管理や組合員に対する指導を通じて水産資源の適切な利用と管理に主体的な役割を果たしているだけでなく、浜の清掃活動、河川の上流域での植樹活動、海難防止、国境監視等にも積極的に取り組んでおり、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織としての役割を担っています。

イ 漁業協同組合の現状

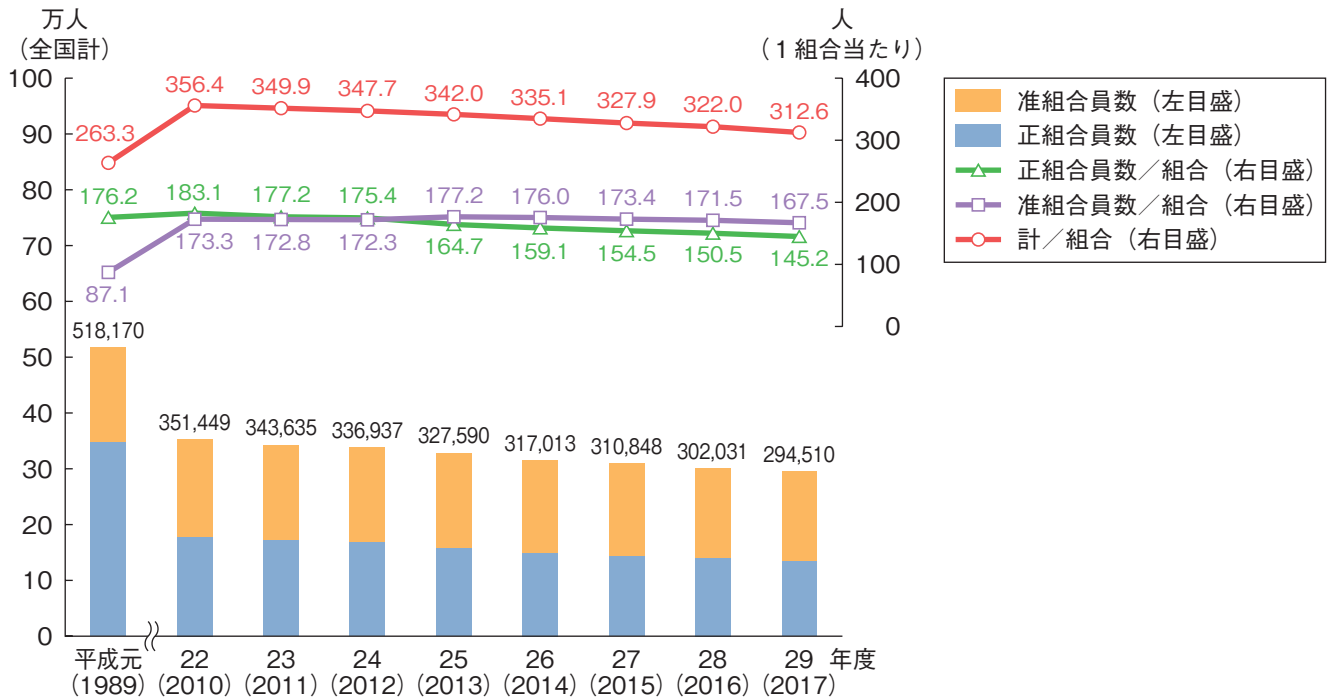
漁業協同組合については、合併の進捗により、平成30（2018）年3月末現在の組合数（沿海地区）は955組合となっていますが、漁業者数の減少に伴って組合員数の減少が進んでおり、依然として零細な組合が多い状況にあります。また、漁業協同組合の中心的な事業である販売事業の取扱高は近年は横ばい傾向にあります（図3-2-18、図3-2-19）。今後とも漁業協同組合が漁業・漁村の中核的組織として、漁業者の所得向上や適切な資源管理等の役割を果たしていくためには、引き続き合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業についてより一層の強化を図る必要があります。

図3-2-18 沿海地区漁業協同組合数、合併参加組合数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及び全国漁業協同組合連合会調べ（合併参加漁協数）

図3-2-19 漁業協同組合の組合員数の推移



資料：水産庁「水産業協同組合統計表」

ウ 漁業協同組合制度の見直し

平成30（2018）年12月に成立した「漁業法等の一部を改正する等の法律」により、「水産業協同組合法」の改正が行われました。今回の改正では、適切な資源管理の実施等により漁業者の所得向上に取り組む上で、漁業協同組合がその役割をより一層発揮できるようにするため、漁業協同組合の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、組合の理事に販売の専門能力を有する者を登用する旨を規定しました。これを契機として、全国の漁業協同組合で、地域の実情に応じ、創意工夫により付加価値向上の取組が展開されることが期待されます。また、漁業協同組合系統の信用事業の健全性の確保を図るため、他の金融機関と同様に、漁業協同組合やその組合員等の預貯金の受入れや貸付けなどを行う信用漁業協同組合連合会及び一定規模以上の漁業協同組合に公認会計士監査を導入することとなりました。なお、公認会計士監査への移行に際し、実質的負担が増加することがないこと等、政府が適切な配慮をする旨を法律附則に規定し、十分な移行期間をとって円滑な移行に向けた準備を進めることとしています。

(6) 水産物の流通・加工の動向

ア 水産物流通の動向

近年、水産物の国内流通量が減少しています。また、平成27（2015）年の水産物の消費地卸売市場経由率は52%と20年前と比較して約2割低下し、消費地市場を経由して流通された水産物の量は、20年前の約5割の水準となっています（図3-2-20）。

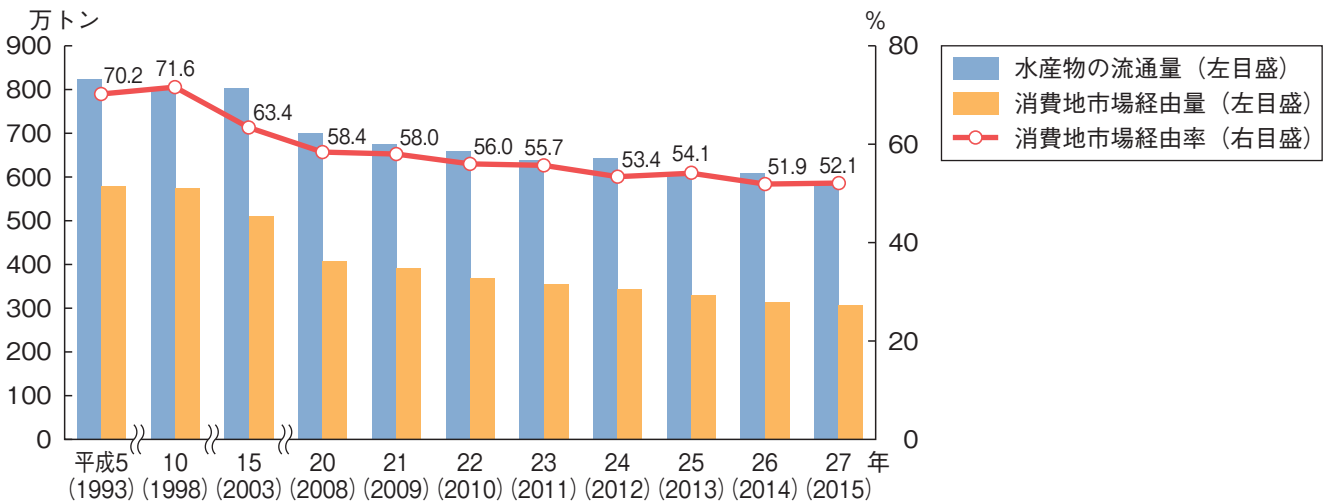
また、水産物卸売市場の数は産地卸売市場、消費地卸売市場とも減少しています（図3-2-21）。

一方、小売・外食業者等と産地出荷業者との消費地卸売市場を介さない産地直送、漁業者



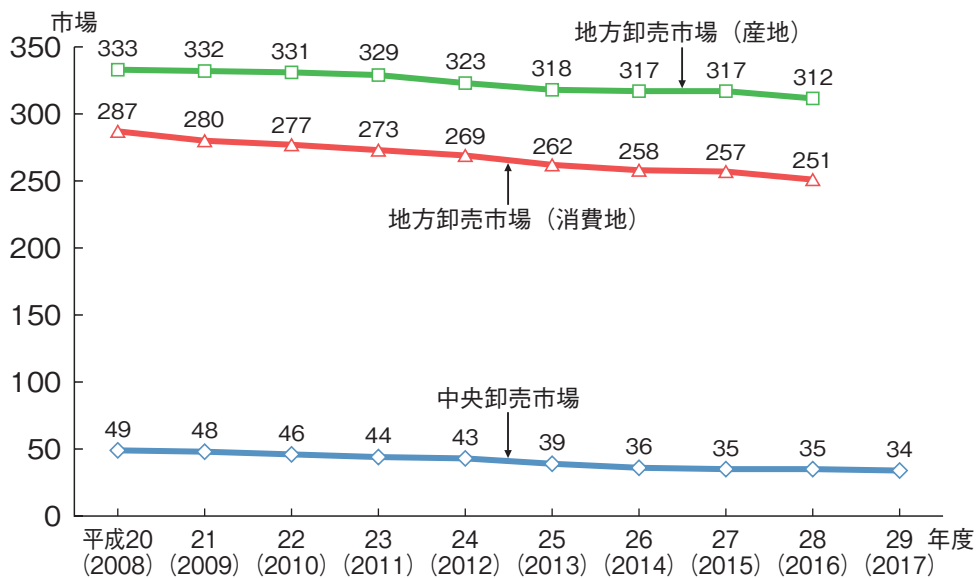
から加工・小売・外食業者等への直接取引、インターネットを通じた消費者への生産者直売等、市場外流通が増えつつあります。

図3-2-20 消費地市場経由量と経由率の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

図3-2-21 水産物卸売市場数の推移



資料：農林水産省「卸売市場データ集」

注：1) 中央卸売市場は年度末、地方卸売市場は平成23 (2011) 年までは年度当初、平成24 (2012) 年度からは年度末のデータ。

2) 中央卸売市場は都道府県又は人口20万人以上の市等が農林水産大臣の認可を受けて開設する卸売市場。地方卸売市場は中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模 (産地市場330m²、消費地市場200m²) 以上のものについて、都道府県知事の認可を受けて開設されるもの。

イ 水産物卸売市場の役割と課題

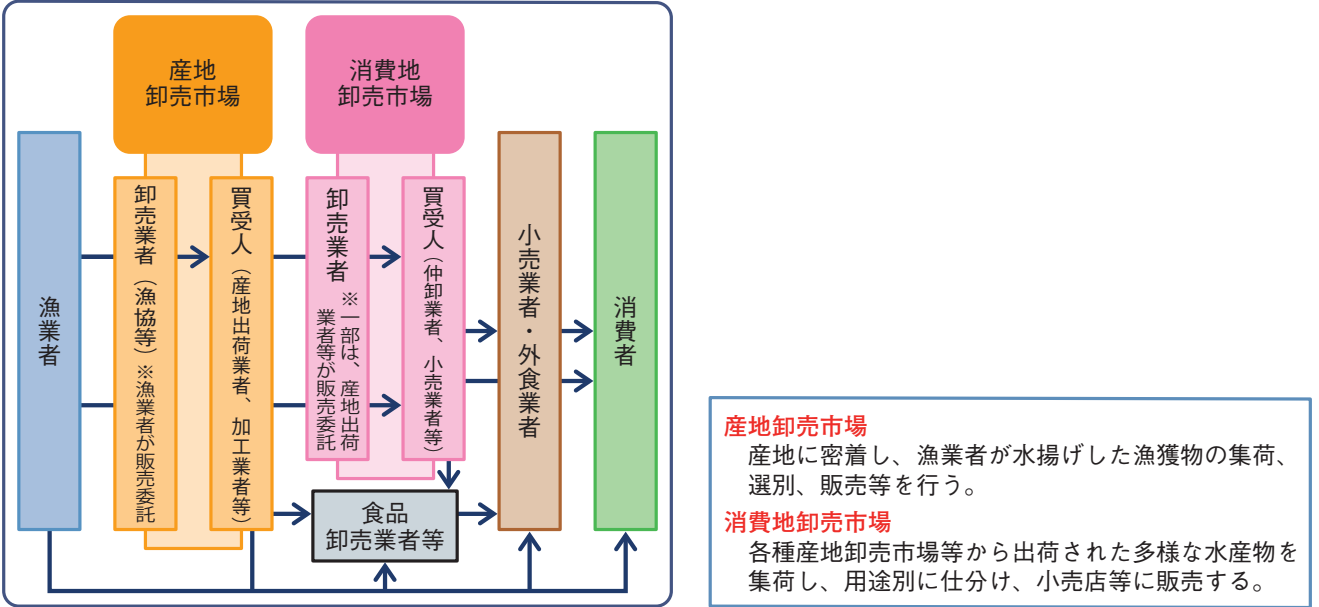
卸売市場には、1) 商品である漁獲物や加工品を集め、ニーズに応じて必要な品目・量に仕分けする集荷・分荷の機能、2) 旬や産地、漁法や漁獲後の取扱いにより品質が大きく異なる水産物について、公正な評価によって価格を決定する価格形成機能、3) 販売代金を迅速・確実に決済する決済機能、4) 川下のニーズや川上の生産に関する情報を収集し、川上・川下のそれぞれに伝達する情報受発信機能があります。多様な魚種が各地で水揚げされる我

が国において、卸売市場は、水産物を効率的に流通させる上で重要な役割を担っています（図3-2-22）。

一方、卸売市場には様々な課題もあります。まず、輸出も見据え、施設の近代化により品質・衛生管理体制を強化することが重要です。また、産地卸売市場の多くは漁業協同組合によって運営されていますが、取引規模の小さい産地卸売市場は価格形成力が弱いことなどが課題となっており、市場の統廃合等により、市場機能の維持・強化を図っていくことが求められます。さらに、消費地卸売市場を含めた食品流通においては、物流等の効率化、情報通信技術等の活用、鮮度保持等の品質・衛生管理の強化及び国内外の需要へ対応し、多様化する実需者等のニーズに的確に応えていくことが重要です。

こうした状況の変化に対応して、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの確かな対応を図るため、各卸売市場の実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、卸売市場を含めた食品流通の合理化と、その取引の適正化を図ることを目的として、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律^{*1}」が平成30（2018）年6月に成立しました。新制度により、各市場のルールや在り方は、その市場の関係者が話し合って決めることになりました。卸売市場を含む水産物流通構造が改善し、魚の品質に見合った適正な価格形成が図られることで、1）漁業者にとっては所得の向上、2）加工流通業者にとっては経営の改善、3）消費者にとってはニーズに合った水産物の供給につながることを期待されます。

図3-2-22 水産物の一般的な流通経路



* 1 平成30（2018）年法律第62号



コラム

築地市場から豊洲市場へ

昭和10（1935）年に開場した東京都中央卸売市場築地市場は、水産物のほか青果物を取り扱う、水産物としては、世界一の規模を誇る総合的な卸売市場であり、また、外国人などの一般旅行者も訪れるなど、我が国の代表的な卸売市場として親しまれてきました。しかしながら、施設の老朽化や衛生環境の改善の必要性等、様々な問題が生じてきたこともあり、平成30（2018）年10月11日、豊洲市場に移転しました。

豊洲市場は、築地市場に比べて敷地が広く、築地市場では開放型であった卸売場や仲卸売場が閉鎖型となり、品質・温度管理が格段に強化されています。また、時代とともに変わってきた顧客ニーズに対応し、加工・小分け・パッケージ等の機能や効率的な物流も強化されています。

平成31（2019）年1月15日からは、競り場の一角に設けられた専用デッキでのマグロの競り見学が始まりました。豊洲市場では衛生管理のため、ガラス越しの見学になりますが、ガラス窓に作られた隙間から競りが始まる合図の鐘の音や競りのかけ声が聞こえて臨場感のある見学が楽しめます。

今後、豊洲市場は築地市場の伝統を受け継ぎつつ、世界有数の大都市の台所として水産物の新たな流れを生み出し、多くの人々にぎわう活気あふれた市場となることが期待されます。



豊洲市場



マグロ卸売場

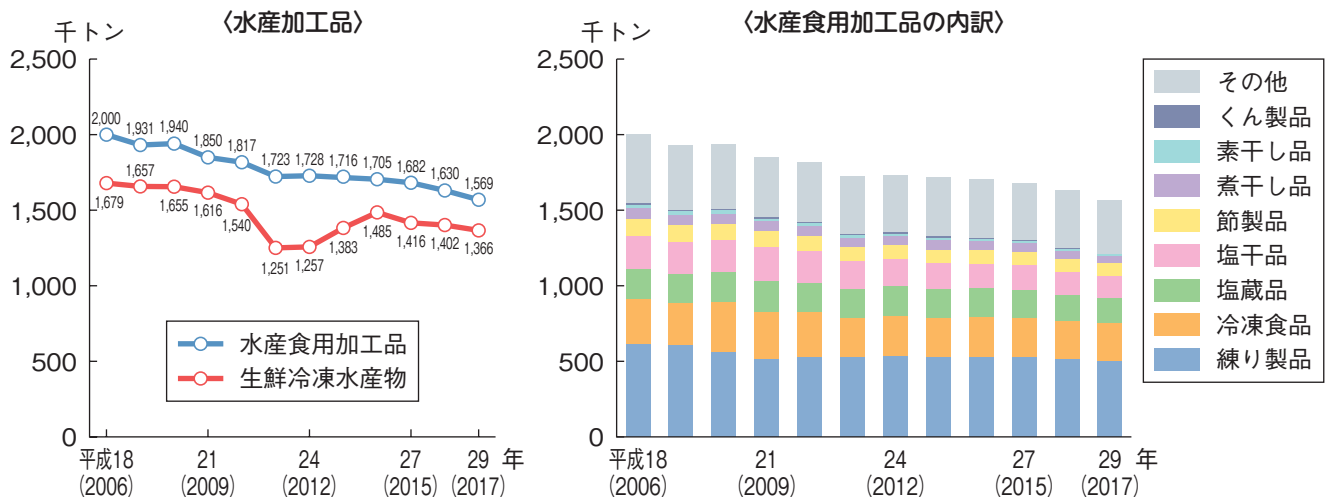
（写真提供：東京都中央卸売市場）

ウ 水産加工業の動向

練り製品、冷凍食品、塩蔵品等の水産食用加工品の生産量は横ばいから漸減傾向で推移しており、平成29（2017）年には、前年から6万トン（4％）減少して157万トンとなりました（図3-2-23）。また、生鮮の水産物を丸魚のまま、又はカットしたりすり身にしたりして凍結した生鮮冷凍水産物の生産量は、平成29（2017）年には前年から4万トン（3％）減少し、137万トンとなりました。

水産加工業の出荷額は、近年、3兆円台の水準で推移しており、平成28（2016）年は前年から1千億円（3％）減少し、3兆4千億円となりました（図3-2-24）。

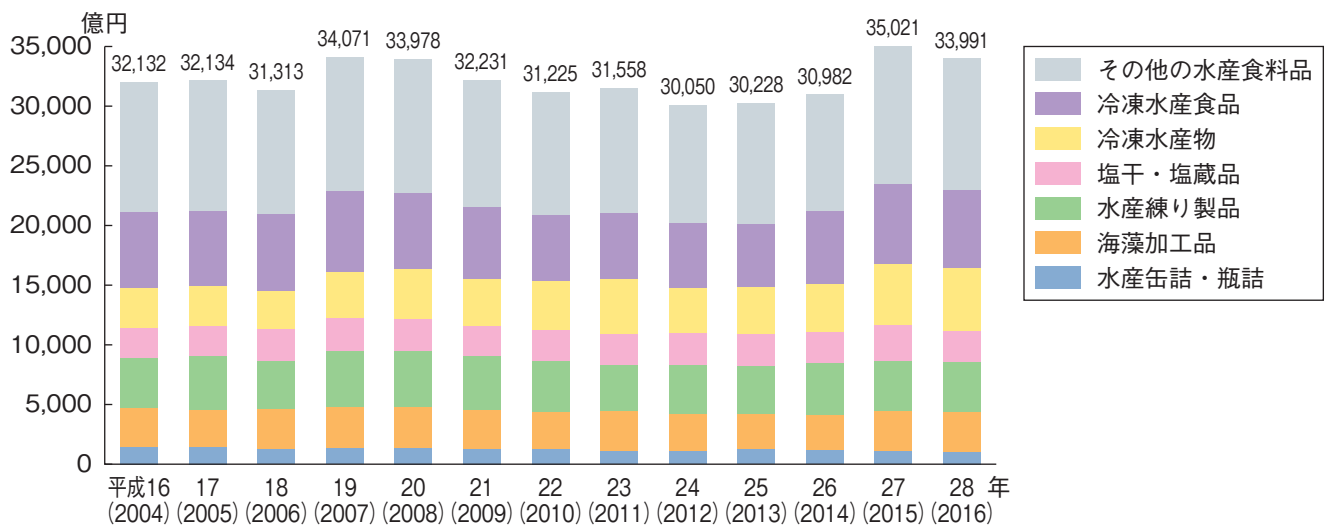
図3-2-23 水産加工品生産量の推移



資料：農林水産省「水産物流通統計年報」（平成21（2009）年以前）、「漁業センサス」（平成25（2013）年）及び「水産加工統計調査」（その他の年）

注：水産食用加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合50%以上）として製造されたものをいう。焼・味付のり、缶詰・びん詰、寒天及び油脂は除く。

図3-2-24 水産加工業の出荷額の推移



資料：経済産業省「工業統計」（平成23（2011）年及び27（2015）年以外の年）及び総務省・経済産業省「経済センサス—活動調査」（平成23（2011）年及び27（2015）年）

注：従業員数3人以下の事業所を除く。

エ 水産加工業の役割と課題

水産加工業は、腐敗しやすい水産物の保存性を高める、家庭での調理の手間を軽減するといった機能を通し、水産物の付加価値の向上に寄与しています。特に近年の消費者の食の簡便化・外部化志向の高まりにより、水産物消費における加工の重要性は高まっており、多様化する消費者ニーズを捉えた商品開発が求められています。

また、我が国の食用魚介類の国内消費仕向量の6割は加工品として供給されており、水産加工業は、我が国の水産物市場における大口需要者として、水産物の価格の安定に大きな役割を果たしています。加えて、水産加工場の多くは沿海市町村に立地し、漁業とともに漁村の経済を支える重要な基幹産業でもあります。



しかしながら、近年では、漁獲量の減少や、地域で水揚げされる漁獲物のサイズや魚種構成の変化等により、必要な量やサイズの加工原料の確保が困難となる事例が生じています。こうした事態に対し、これまでは輸入加工原料を用いるなどの対応がとられてきましたが、近年では、海外での水産物需要の拡大と我が国での輸入価格の上昇から、輸入による加工原料の確保も容易ではなくなってきました。さらに、地方を中心として人口減少と高齢化が進む中、技能を有する従業員の確保も水産加工業の重要な課題となっています。

オ HACCPへの対応

HACCP^{*1}は、食品安全の管理方法として世界的に利用されていますが、米国や欧州連合(EU)等は、輸入食品に対してもHACCPの実施を義務付けているため、我が国からこれらの国・地域に水産物を輸出する際には、我が国の水産加工施設等が、輸出先国から求められているHACCPを実施し、更に施設基準に適合していることが必要です。

しかし、施設等の整備に費用が必要となる場合がある、従業員の研修が十分に行えていない事業所が多い等の状況もあり、水産加工場におけるHACCP導入率は、低水準に留まっています。

このため、国では、一般衛生管理やHACCPに基づく衛生管理に関する講習会の開催等を支援するとともに、EUや米国への輸出に際して必要なHACCPに基づく衛生管理及び施設基準などの追加的な要件を満たす施設として認定を取得するための水産加工・流通施設の改修等を支援しています。

特に、認定施設数が少数に留まっていた対EU輸出認定施設については、認定の加速化に向け、厚生労働省に加え水産庁も平成26(2014)年10月より認定主体となり、平成31(2019)年3月末までに23施設を認定し、厚生労働省の認定数と合わせ、我が国の水産加工業における対EU輸出認定施設数は63施設^{*2}となりました。同3月末現在、対米輸出認定施設は411施設となっています(図3-2-25)。

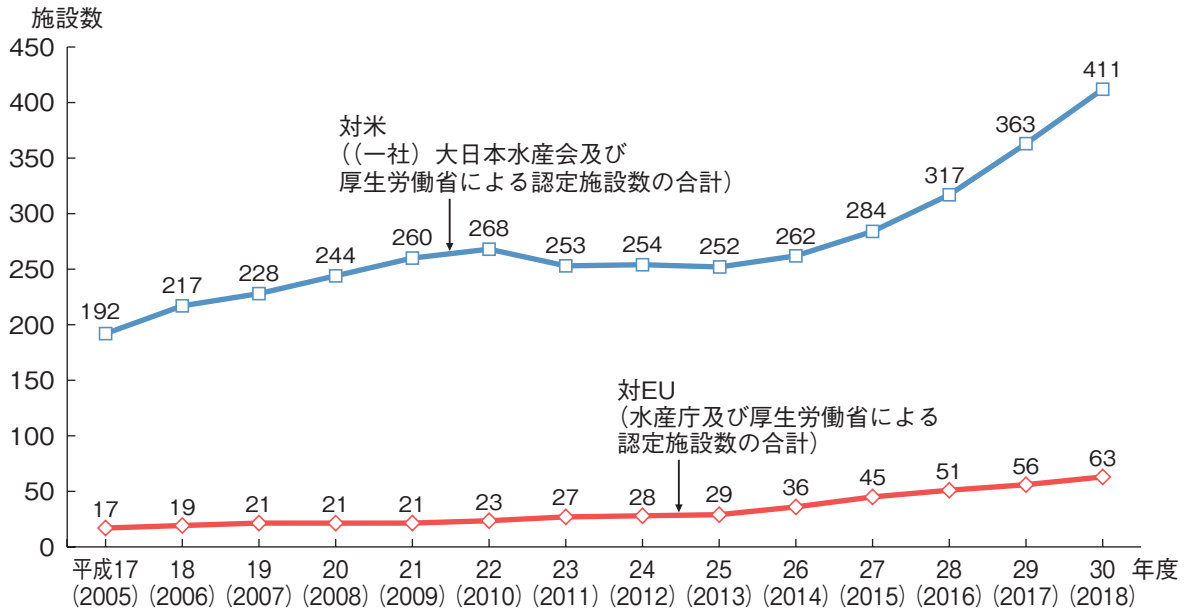
なお、国内消費者に安全な水産物を提供する上でも、卸売市場等における衛生管理を高度化するとともに、水産加工業におけるHACCPに沿った衛生管理の導入を促進することが重要です。水産加工業者を含む原則として全ての食品等事業者においては、平成30(2018)年6月に「食品衛生法等の一部を改正する法律^{*3}」が公布され、2年を超えない範囲において政令で定める日から、HACCPに沿った衛生管理等の実施に取り組むことが求められることとなります(ただし、施行後1年間は経過措置期間とし、現行基準を適用します)。

*1 Hazard Analysis and Critical Control Point：原材料の受入れから最終製品に至るまでの工程ごとに、微生物による汚染や金属の混入等の食品の製造工程で発生するおそれのある危害をあらかじめ分析(HA)し、危害の防止につながる特に重要な工程を重要管理点(CCP)として継続的に監視・記録する工程管理システム。FAOと世界保健機関(WHO)の合同機関である食品規格(コーデックス)委員会がガイドラインを策定して各国にその採用を推奨している。

*2 平成31(2019)年3月末時点で国内手続が完了したもの。

*3 平成30(2018)年法律第46号

図3-2-25 水産加工業等における対EU・米国輸出認定施設数の推移



資料：水産庁調べ